

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>おかず代の実費徴収に係る補足給付</b></p> <p>対象者：次のいずれかに該当する人            ①養育している子どもが私学助成幼稚園に通っており、同一世帯で養育している小学校3年生までの子どもの上から数えて3人目以降であること            ②当該年度（4～8月の利用分については前年度）の市民税の所得割課税額が77,101円未満であること</p> <p>内 容：養育している子どもが私学助成幼稚園に通っている場合に、副食費（おかず代）を給付。給付金の上限額は1か月につき4,500円。</p> <p>問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751</p>
	<p><b>第3子以降おかず代補助金交付</b></p> <p>対象者：伊勢崎市に住所がある児童とその保護者で次の①～③の全てに該当する人            ①第3子以降の児童（3歳以上）が幼稚園、保育所（園）認定こども園などに通所、通園していること            ②同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。ただし、所得金額が38万円・令和3年9月分以降は48万円（給与収入は103万円）を超える者は扶養の人数から除く。            ③申請時点で利用者負担（保育料）に滞納がないこと</p> <p>内 容：3人以上の子どもを扶養している世帯の3人目以降の児童が幼稚園、保育所（園）、認定こども園などに入園している場合、副食費（おかず代）を補助。補助金の上限額は1か月につき4,500円。</p> <p>問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751            《学校教育課》 TEL：0270-27-2787</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者：伊勢崎市に住民登録がある産後3か月未満の母親とその子どもで次に該当する人            ①家族等からの十分な家事、育児の援助が受けられない人            ②産後の心身の不調やからだの回復への不安、育児に対する不安がある人</p> <p>内 容：出産後に心身の不調や育児不安のあるお母さんを助産師がサポート</p> <p>問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675</p>
	<p><b>産婦健康診査</b></p> <p>対象者：産後約2週間の産婦</p> <p>内 容：産後2週間を目安に受ける産婦健康診査費用の一部を助成</p> <p>問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675</p>
	<p><b>第3子以降学校給食費助成事業</b></p> <p>対象者：・市内の小学校、中学校または伊勢崎特別支援学校に在籍する児童生徒を同一世帯内で3人以上養育している人            ・世帯所得の合計額が600万円以下である人            ・学校給食費に滞納がない人            ・生活保護や就学援助等から学校給食費の全部支給を受けていない人</p> <p>内 容：同一世帯内で3人以上の児童生徒を養育している保護者に対し、第3子以降の児童生徒の学校給食費を助成</p> <p>問合せ：《健康給食課》 TEL：0270-75-2517</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>第3子以降出産祝金</b></p> <p>対象者：第3子以降の子どもが生まれた人で次に該当する人  ①第3子以降の出産時点で6ヶ月以上本市に住所を有している人  ②第3子以降の出産時点で2子以上を実際に養育（同居が原則）している人  ③外国人の場合は、①と②のほかに「永住者」または「特別永住者」の在留資格を有している人</p> <p>内容：次世代を担う子の出産を奨励し、児童の健全な発育と福祉の増進を図るため、児童1人につき10万円を支給</p> <p>問合せ：《子育て支援課 手当給付係》 TEL：0270-27-2750</p>
	<p><b>放課後児童クラブ利用者負担金減免</b></p> <p>対象者：①生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている人  ⇒利用者負担金の全額  ②当該年度分(4月分から6月分までの利用者負担金にあっては前年度分)の市民税が非課税である世帯に属する人  ⇒利用者負担金の100分の50に相当する額  ③当該年度分(4月分から6月分までの利用者負担金にあっては前年度分)の市民税の所得割が非課税であって均等割のみ課税されている世帯に属する人  ⇒利用者負担金の100分の25に相当する額</p> <p>内容：児童が公設公営、公設民営の放課後児童クラブを利用している場合に、上記のいずれかの要件を満たしている場合は利用者負担金を減免する</p> <p>問合せ：《子育て支援課》 TEL：0270-27-8805</p>
	<p><b>放課後児童クラブ利用者負担金助成</b></p> <p>対象者：①生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている人  ⇒利用者負担金の全額  ②当該年度分の市民税が非課税である人  ⇒利用者負担金の100分の50に相当する額（ただし、月額5,000円を上限）  ③当該年度分の市民税の所得割が非課税であって均等割のみ課税されている人  ⇒利用者負担金の100分の25に相当する額（ただし、月額2,500円を上限）</p> <p>内容：児童が民設民営の放課後児童クラブを利用している場合に、保護者と児童が市内に住民登録をしており、上記のいずれかの要件を満たしている場合は利用者負担金を助成する</p> <p>問合せ：《子育て支援課》 TEL：0270-27-8805</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内容：医療費の自己負担分を福祉医療費として助成</p> <p>問合せ：《年金医療課 医療助成係》 TEL：0270-27-2740</p>
	<p><b>第3子以降保育料無料</b></p> <p>対象者：・児童と保護者が市内に住民登録をしていること  ・第3子以降の児童（3歳未満）が保育所（園）、認定こども園に通所、通園していること  ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。ただし、所得金額が38万円・令和3年9月分以降は48万円（給与収入は103万円）を超える者は扶養の人数から除く  ・申請時点で利用者負担（保育料）、市税に滞納がないこと</p> <p>内容：3人以上の子どもを扶養している世帯の3人目以降の児童が幼稚園、保育所（園）、認定こども園などに入園している場合、申請により利用者負担（保育料）を無料とする。</p> <p>問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>利用者支援事業【子育てコンシェルジュ】</b></p> <p>対象者： 小学校就学前の子どもがいる子育て家庭</p> <p>内 容： 窓口に配置された専門員による、幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの施設や地域の子育て支援事業などの案内、情報の提供、相談受付</p> <p>問合せ： 《こども保育課》 ℡：0270-27-2751</p>
	<p><b>ワクチン&amp;子育てナビ</b></p> <p>対象者： 主に就学前の子どもの保護者</p> <p>内 容： 予防接種スケジュール管理システムや子育て情報の提供を行うモバイルサービス。スマートフォンや携帯電話などからインターネットを通じて、保護者や子どもの名前（ともにニックネーム）・生年月日・メールアドレスなどを登録することで、適切な予防接種スケジュールを自動作成する。接種時期が近づくとメールでお知らせする。予防接種スケジュール管理機能のほかには、子どもの健診予定日前に健診のお知らせメールの配信、予防接種実施医療機関の検索、妊娠中の記録（写真やコメントの記録）、子どもの成長記録（写真やコメントの記録、成長グラフの作成）、感染症情報（毎週更新）、小児の休日夜間診療情報、子育て情報などの閲覧が出来る。</p> <p>※登録料・利用料は無料、通信費用は利用者負担</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 保健予防係》 ℡：0270-27-2746</p>
	<p><b>おたふくかぜ予防接種費用助成事業</b></p> <p>(新)</p> <p>対象者： ・接種者が接種日当日に市内に住民登録をしていること ・伊勢崎市の市指定医療機関で接種していること ・接種は、生後12箇月以上48箇月未満までに接種していること</p> <p>内 容： おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成する。助成額および助成回数は、1人1回、助成額は3,000円とする。</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 保健予防係》 ℡：0270-27-2746</p>
	<p><b>不妊治療費の助成</b></p> <p>対象者： 不妊治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人</p> <p>①医師による不妊治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦であること ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住民登録があること ③医療保険法における医療保険に加入していること ④伊勢崎市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと ⑤他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていないこと</p> <p>内 容： 不妊治療に要する医療費の一部を助成する（当該年度内の不妊治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額10万円）。また、助成金の申請は1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算3回を限度とする。</p> <p>問合せ： 《健康管理センター》 ℡：0270-23-6675</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>不育治療費の助成</b></p> <p>対象者：不育治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人            ①医師による不育治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦であること            ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住民登録があること            ③医療保険法における医療保険に加入していること            ④伊勢崎市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと            ⑤他の地方公共団体から同一の不育治療に対し同種の補助を受けていないこと</p> <p>内 容：不育治療に要する医療費の一部を助成する（当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額20万円）。また、助成金の申請は1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算3回を限度とする。</p> <p>問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675</p>
	<p><b>新生児聴覚検査費用の助成</b></p> <p>対象者：伊勢崎市に住民登録があり、原則生後1か月以内に新生児聴覚検査を受けた子どもの保護者</p> <p>内 容：自動聴性脳幹反応検査（AABR）、耳音響放射検査（OAE）等の新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成            ※助成金：1人につき1回まで、上限：3,000円（3,000円に満たない場合はその額まで）            ※申請期限は検査をしてから6ヶ月以内</p> <p>問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675</p>
	<p><b>出生祝品の贈呈</b></p> <p>対象者：本市が受領した出生届に記載された子</p> <p>内 容：出生届出時に祝品として出生記念証及び新生児用品「Made in いせさき製品」を贈呈する。</p> <p>問合せ：《市民課》 TEL：0270-27-2726</p>
	<p><b>ファミリー・サポート・センター事業</b></p> <p>対象者：子育ての手助けをして欲しい人（利用会員）または子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）</p> <p>内 容：利用会員からの依頼に応じてお手伝いをしたい人（援助会員）を紹介し、保育施設までの送迎など、保育施設では対応しきれない保育を有料（1時間700円～）で援助する。</p> <p>問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-23-6471</p>
住宅支援	<p><b>伊勢崎市空き家情報バンク</b></p> <p>対象者：伊勢崎市内の空き家を売りたい・貸したい人、空き家を買いたい・借りたい人</p> <p>内 容：管理不全な空き家の発生を予防し、空き家の利活用の推進を図るため、市が群馬県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会群馬県本部などと協力し、市内の空き家の情報を発信する。</p> <p>問合せ：《環境保全課 空家対策係》 TEL：0270-27-2797</p>
	<p><b>浄化槽設置に対する補助</b></p> <p>対 象：これから浄化槽を設置するもので、次の要件を満たすもの            ・設置する合併処理浄化槽が窒素または、窒素およびリン除去能力のある高度処理型浄化槽            ・環境省の定める環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの            ・設置する合併処理浄化槽の大きさが10人槽以下のもの            ・浄化槽を使用する建物が申請者が居住するための専用住宅（小規模店舗併用住宅を含む）            ・申請者が、過去に合併処理浄化槽の設置補助金の交付を受けていない            ・申請者が、公共事業等に係る合併処理浄化槽又は単独処理浄化槽等の補償を受けていない            ・浄化槽を設置する場所が、公共下水道・農業集落排水の供用開始区域外、市設置型浄化槽の整備区域外            ・市税等の滞納がないこと</p> <p>内 容：生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する（①転換設置+宅内配管：5人槽65万円、7人槽68万円、10人槽71万円 ・②準転換設置（単独処理浄化槽等の撤去不可）+宅内配管：5人槽45万円、7人槽48万円、10人槽51万円 ・③建替等設置：5人槽25万円、7人槽28万円、10人槽31万円 ・④新規設置：5人槽7.5万円、7人槽9万円、10人槽10.5万円〔①、②、③には県の浄化槽エコ補助金を含む〕）</p> <p>問合せ：《環境政策課 企画清掃係》 TEL：0270-27-2732            ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」  <a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html</a>）をご覧ください。</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>土地区画整理地内の保留地の公売</b></p> <p>対象者：原則として土地売買契約から30日以内に土地代金の全額を払込みできる人</p> <p>内容：区画整理によって生み出された保留地（西部地区・東部第二地区・茂呂第一地区）を住宅用地として販売</p> <p>問合せ：《区画整理課 換地工務係》 TEL：0270-27-2771</p>
	<p><b>勤労者住宅資金の貸付</b></p> <p>対象者：次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢崎市内で住宅の敷地の取得をしようとする人、または、伊勢崎市内で住宅を新築・増改築・購入しようとする人</li> <li>・伊勢崎市内に居住または勤務先を有する勤労者であって、同一事業所に1年以上継続して勤務する人</li> <li>・3年以内に住宅建設できる人 ※着工後及び購入後の融資は対象外</li> </ul> <p>内容：融資限度額 2,000万円          融資利率 2.0%以内          融資期間 20年以内（返済の最終年は、満65歳まで）</p> <p>問合せ：《商工労働課 融資労政係》 TEL：0270-27-2755</p>
	<p><b>市有地の売払い</b></p> <p>対象者：次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人または法人</li> <li>・代金の支払い能力がある人（市、県民税を滞納していない人）</li> <li>・伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号および第4号（暴力団、暴力団員等）の規定に該当しない人</li> </ul> <p>内容：利用予定のない市有地の売払いを行う。</p> <p>問合せ：《管財課管財係》 TEL：0270-27-2703 《都市計画課》 TEL：0270-27-2766</p>
	<p><b>市営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：入居申込みができる人は次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在住宅に困窮していることが明らかな人</li> <li>・同居者がある場合は親族（配偶者等及び3親等以内の血族または1親等以内の姻族）であること</li> <li>・単身で入居する場合は、身元引受人1人をつけられる人</li> <li>・世帯の全員が市民税等を滞納していないこと</li> <li>・世帯の全員が暴力団員ではないこと</li> <li>・入居に際して、敷金（家賃3か月分）を納められる人</li> <li>・市が定める収入基準に当てはまる人</li> </ul> <p>内容：市営住宅の募集を、原則として年4回（5月・8月・11月・2月の月上旬）行い、募集ごとに、広報や市ホームページにて入居条件や募集住戸等について紹介          ※随時募集を行っている住宅もあり</p> <p>問合せ：《住宅課 住宅管理係》 TEL：0270-27-2764          ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」  <a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html</a>）をご覧ください。</p>
	<p><b>住宅リフォーム助成事業</b></p> <p>対象者：・市内に住民登録のある人          ・対象住宅（平成23年以前に建築した住宅）に令和3年4月1日時点で2年以上継続して居住する個人住宅の所有者          ・市税を滞納していない人          ・令和2年の合計所得金額が700万円以下の人          ・令和元年度、令和2年度に本事業の助成を受けていない人</p> <p>内容：居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金額 助成対象経費の30%（千円未満切り捨て）</li> <li>・補助限度額 8万円</li> <li>・対象住宅 平成23年以前に建築され、令和元年度、令和2年度に本事業の助成を受けていない、申請者が所有・居住している市内の住宅</li> <li>・対象工事 住宅本体と内部の修繕・機能向上を目的とした、対象経費10万円以上の工事</li> <li>・申請受付期間 令和3年5月7日（金）～6月18日（金）</li> </ul> <p>問合せ：《住宅リフォーム窓口》 TEL：0270-23-7381 《商工労働課 商工振興係》 TEL：0270-27-2754          ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」  <a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html</a>）をご覧ください。</p>

分類	事業名（対象者・内容）
起業支援	<p><b>創業促進サポート補助金</b></p> <p>対象者：市内で新たに創業する人で次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内において当該補助金の申請年度内に創業する人</li> <li>・市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税を滞納していない</li> <li>・個人が事業を開始する場合にあっては創業時において市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている人。新たに設立される会社が事業を開始する場合にあっては事業所が会社の本店または主たる事務所であること</li> <li>・伊勢崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受けた人</li> <li>・創業に際して、法令等に基づく資格又は許認可が必要な業種については、交付申請時において既に取得している、または取得することが確実と見込まれる人</li> <li>・交付申請時において他の法人の代表または役員の職にない人</li> <li>・3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則として週30時間以上営業を行う人</li> <li>・事業所の設置について商工会議所、商工会、近隣商店街等への情報提供に同意する人</li> <li>・伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2項第3号および第4号に規定する者でない人</li> <li>・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない人</li> </ul> <p>内 容：市内における創業を促進することで地域経済の活性化を図るため、市内で新たに創業する人に対し、創業時に必要となる各種経費の一部について、予算の範囲内において補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 補助対象経費の2分の1以内を交付（ただし、1,000円未満は切り捨て）</li> <li>・補助限度額 100万円</li> <li>・補助対象経費 事業所改装費、備品購入費、販売促進に係る経費など</li> <li>・募集期間 令和3年4月1日（木）～予算額到達まで</li> </ul> <p>問合せ：《商工労働課 商工振興係》 TEL：0270-27-2754  ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」  <a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html</a>）をご覧ください。</p>
	<p><b>中小企業活性化資金の融資</b></p> <p>対象者：次の全ての条件を満たす中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法で定める特定中小企業者で、市税を完納していること</li> <li>・（法人の場合）市内に主たる事業活動を行う店舗、工場または事業所を登記していること</li> <li>・（個人の場合）市内に1年以上居住していること</li> </ul> <p>※着工後および購入後の融資は対象外、創業者（創業から1年未満の人を含む）は保証必須</p> <p>内 容：資金使途 運転資金、設備資金  ※3,5,7ナンバーの車両（普通乗用車、小型乗用車）は不可</p> <p>融資限度額 運転資金1,500万円 設備資金3,000万円</p> <p>融資利率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転資金年利1.7%以内（信用保証付 1.3%以内）</li> <li>特別融資利率適用（前年比5%以上の売上減）の場合は年利1.5%以内（信用保証付 1.1%以内）</li> <li>・設備資金年利1.7%以内（信用保証付 1.3%以内）</li> </ul> <p>※創業者（事業開始から1年未満の者含む）は保証必須</p> <p>融資期間</p> <p>運転資金 6年以内 【うち据置1年以内】</p> <p>設備資金 8年以内 【うち据置1年以内、新築及び増改築の場合は10年以内（うち据置1年以内）】</p> <p>問合せ：《商工労働課 融資労政係》 TEL：0270-27-2755</p>